

地方交付税の復元・充実等 に関する提言

平成20年7月18日

全 国 知 事 会

(地方交付税問題小委員会)

地方交付税の復元・充実等に関する提言

～ 交付税削減は住民生活に深刻な打撃！～

三位一体の改革により5.1兆円もの地方交付税が削減され、各地方公共団体の一般財源総額は大幅に減少を強いられている。これが地方自治の根幹ともいえる住民サービスの提供に必要な経費の逼迫につながっているほか、地方交付税制度が有する財政力の格差是正機能を減退させ、地域間の格差拡大をきたしている。

平成20年度の地方財政対策では、地方交付税及び臨時財政対策債の総額は平成15年度以来の増額となったが、これは主に地方税の偏在是正に伴う暫定的な措置によるものであり、地方全体の財政需要を反映した実質的な増額とは言えない。

このように、地方交付税総額が三位一体の改革に伴い切り下げられ抑制されている中で、国の制度創設による社会保障関係費等は増加していることから、地方が政策的経費に使える一般財源が不足し、給与削減にまで踏み込み徹底した一般歳出削減を国を大幅に上回り実行してきたが、それでもなお、地方の実情に即した行財政運営を行うことが極めて困難になっており、いまや住民生活に直結する経費まで削減せざるを得ない状況にある。

「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執することなくこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元はもとより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の充実確保を図る必要がある。

また、今後、道路特定財源の一般財源化に係る税制抜本改革が議論される中においても、地方交付税総額の確保は大前提として議論されるべきである。

あわせて、三位一体の改革の際のように、一方的に地方交付税が削減されるようなことがないよう、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたって、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場を設けるよう求める。

【提言のポイント】

1 地方交付税総額の復元・充実

地方交付税総額が抑制される中で国の制度創設に伴う新たな交付税措置が増加。今や地方交付税は、国の施策実施を担保するものになっている。

地方の行財政運営は極めて厳しい状況に陥っており、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額を復元・充実すべき。

2 地方の財政需要の適切な積上げと格差是正

「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執せずこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げるべき。

併せて、地域振興のための対策を強化するなどにより、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すべき。

3 地方財政を犠牲にしたプライマリーバランス改善の見直し

地方が徹底した歳出削減を実行している一方、国の一般歳出はむしろ増加傾向。国の財政再建のためにこれ以上地方財政を犠牲にすべきではない。

4 地方財政対策の確定等における地方意見の確実な反映

税体系の抜本的改革や道路特定財源の一般財源化などの制度改正はもとより、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたっては、検討段階から地方と十分協議を行い、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場を設けるよう求める。

【提言の概要】

(掲載頁)

平成21年度地方財政対策に向けて

1 地方交付税総額の復元・充実 (P4)

三位一体の改革により5.1兆円もの地方交付税が削減。その総額が抑制される中で国の制度創設に伴う新たな交付税措置が増加し、地方独自の財源が不足。地方の実情に即した行財政運営を行うことができるよう地方交付税総額の復元・充実を図るべき。

2 地方の財政需要の適切な積上げ

(1) 地方財政計画への地方の財政需要の適切な積上げ (P7)

「基本方針2006」に固執せず地方財政需要を適切に積み上げるべき。
特に、社会保障や教育をはじめ地域振興など、今後増加が見込まれる財政需要を適切に積み上げるべき。
抜本的な格差是正と地方再生に向け地方全体の財政需要を実質的に積み上げるべき。
地方再生や定住自立圏構想など地域振興のための対策を強化するとともに、それに伴う財政需要は別枠により積み上げるべき。

(2) 義務的経費に係る基準財政需要額算入不足分の適切な反映 (P9)

生活保護費など義務的経費において、基準財政需要額と決算額間に大きな乖離が存在。基準財政需要額に適切に反映されるよう是正すべき。

(3) 国民生活の安心を下支えする事業の経費の基準財政需要額への反映 (P11)

地方公共団体において広く実施されている乳幼児や障害児等への医療費助成などは、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すべき。

(4) 地域の振興・発展のための経費の基準財政需要額への反映 (P11)

条件不利地域など様々な条件を抱える地方公共団体等の実情を踏まえ、交流促進など地域振興のための対策も含め、的確に基準財政需要額に反映すべき。

(5) 制度創設等に伴う地方の負担増に対する適切な措置 (P12)

地方の負担増を伴う制度創設・改正に際しては、十分な事前協議を行うとともに、地方の負担増分について、適切に地方財政計画に積み上げるべき。

(6) 地方財政対策の確定等における地方意見の確実な反映 (P12)

税体系の抜本的改革や道路特定財源の一般財源化などの制度改正はもとより、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたっては、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場を設けるべき。

3 地方財政を犠牲にしたプライマリーバランス改善の見直し (P13)

地方は、平成13年度以降7.8兆円もの徹底した一般歳出の削減。一方、国は1.4兆円の削減にとどまっている。地方財政にのみ削減を押しつけてはならない。国としての改善努力を求める。

4 道路特定財源の一般財源化等に伴う地方への確実な措置（P15）

地方税、地方道路整備臨時交付金など現在、地方に充てられている道路整備財源の総額を確保し、さらにこれまで以上の額を「地方枠」として充実すべき。
暫定税率の失効に伴う地方の減収分660億円分は、地方債ではなく地方特例交付金により措置するとともに、地方道路整備臨時交付金の減についても、当初予算額の全額を措置すべき。

5 事務・権限の移譲に伴う新たな財政負担への適切な措置（P15）

第二期地方分権改革に伴う事務・権限の移譲の際に生じる新たな地方財政負担等については、新たな財政需要として確実に措置すべき。

地方交付税制度の抜本的改善に向けて

1 税と地方交付税による財政力の地域間格差是正（P16）

地方法人特別税・特別譲与税の創設はあくまで暫定的な措置。財政力の地域間格差是正のため、税体系の抜本的改革を早期に実現するとともに、地方交付税の充実を図るべき。

2 地方の財政自主権を担保するための税源配分の実現（P18）

国と地方の税源配分について、まずは5：5を目指した地方税源の充実強化が必要。
税源配分5：5の実現は、基本的に国庫補助負担金の廃止・縮小とそれに伴う偏在性の少ない地方消費税等への税源移譲によってなされるべき。
消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消されないことから、法定率の引上げを含め、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の充実を図るべき。

3 地方の意見を的確に反映する税財政制度の確立

(1) 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上（P19）

地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めるべき。

(2) 制度立案等の検討初期段階での地方の参画（P20）

制度立案の検討初期の段階で、十分な期間を確保して情報を提供するとともに、地方財政計画の決定にあたっては地方の参画を図るべき。

(3) 地方共有税の早期具体化（P20）

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、「地方共有税」として国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れるべき。

(4) (仮)地方行財政会議の法律に基づく設置（P20）

地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮)地方行財政会議を法律に基づき設置すべき。

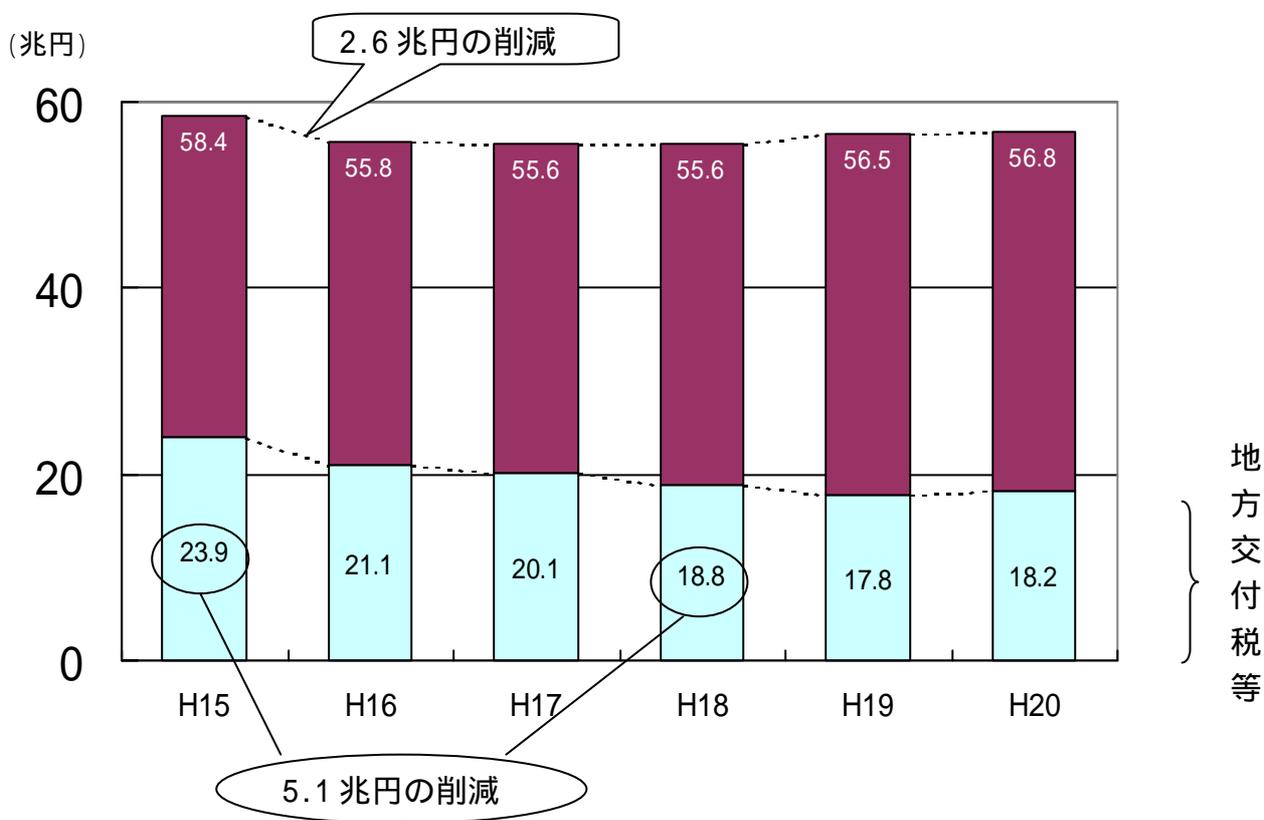
平成21年度地方財政対策に向けて

1 地方交付税総額の復元・充実

三位一体の改革により5.1兆円もの地方交付税が削減され、その総額が抑制される中で、国の制度創設に伴う新たな交付税措置が増えているほか、社会保障関係経費等が増加し、地方独自の財源が不足。今や地方交付税は、国の施策実施を担保するものになっている。

地方の実情に即した行財政運営を行なうことが極めて困難な現状を踏まえ、地方交付税総額の復元・充実を図るべき。

図表1 地方一般財源総額の推移



(総務省「地方財政の状況」より作成)

(参考) 三位一体の改革

国庫補助負担金改革	約	4.7 兆円
税源移譲	約	3 兆円
地方交付税改革	約	5.1 兆円

図表2 国庫補助関連経費の推移（地方財政計画）

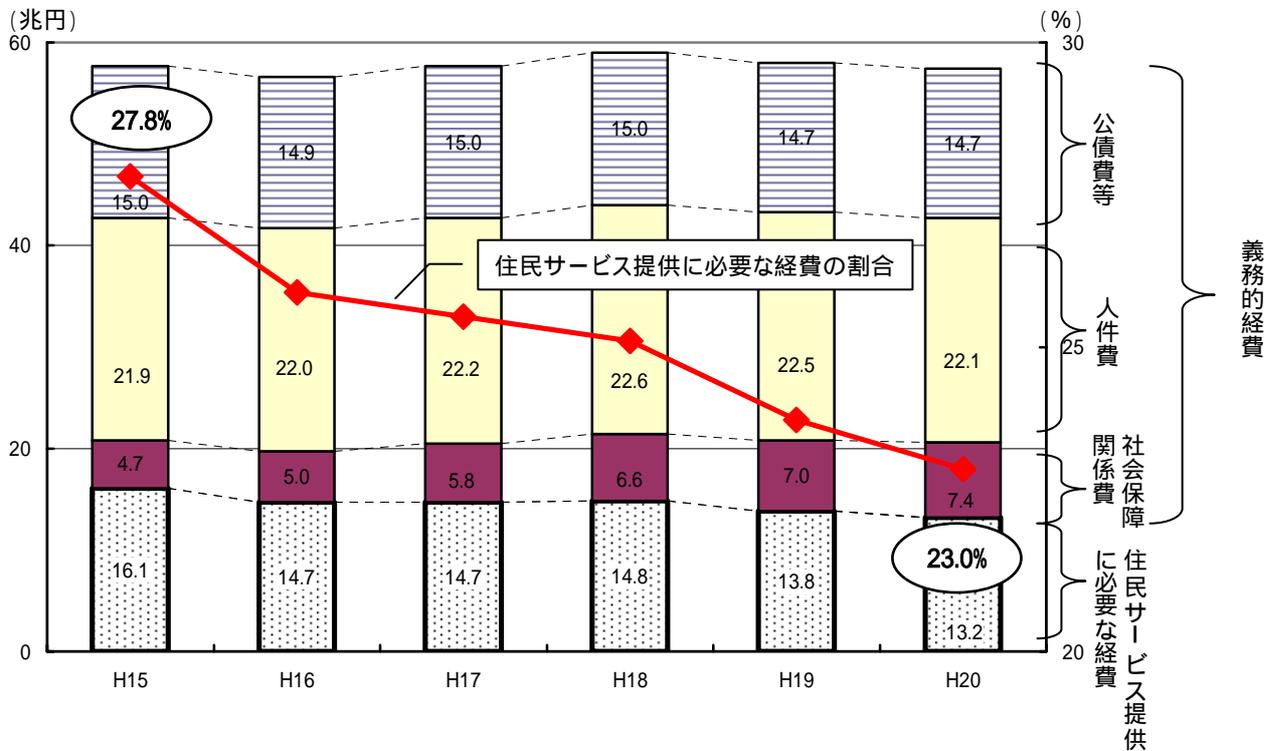
- 一般行政経費は平成15年度から約26%の伸び（265,464億円 / 210,263億円）を示しているが、その約7割（39,141億円 / 55,201億円）は国庫補助関連経費で増加。
一般行政経費の地方単独経費は、一体的乖離是正分を除けば 3,440億円の減少。
- 給与関係経費及び投資的経費はいずれも平成15年度から大きく減少しているが、その減少要因は地方単独経費の大幅減。（給与関係経費減少額のうち地方単独分91.6%、投資的経費の減少額のうち地方単独分78.7%）
- この結果、地方財政計画(歳出)における国関連経費のシェアは増加(32.3% → 35.8%)し、地方単独経費を圧迫。

区 分	平成15年度		平成20年度		増 減 (20-15)
	金 額	割合(%)	金 額	割合(%)	
給与関係経費	234,383	100.0	222,071	100.0	12,312
国関連給与費	94,565	40.3	93,822	42.2	743
義務教育職員	67,311	28.7	66,805	30.1	506
警察職員	27,254	11.6	27,016	12.2	238
一般職員、消防職員等	139,131	59.4	127,856	57.6	11,275
一般行政経費	210,263	100.0	265,464	100.0	55,201
国庫補助関連経費	99,768	47.4	138,909	52.3	39,141
国庫補助負担金を伴うもの	98,414	46.8	115,660	43.6	17,246
一般財源化分	1,354	0.6	23,249	8.8	21,895
地方単独経費（一般財源化分を除く）	110,495	52.6	126,555	47.7	16,060
一体的乖離是正による増加分	-	-	19,500	7.3	皆増
上記を除く	110,495	52.6	107,055	40.3	3,440
公債費	137,673		133,796		3,877
維持補修費	10,068		9,680		388
投資的経費	232,868	100.0	148,151	100.0	84,717
国庫補助関連経費	84,068	36.1	66,055	44.6	18,013
投資補助(国直轄負担金を含む)	84,068	36.1	64,844	43.8	19,224
投資単独(一般財源化分)	0	0.0	1,211	0.8	1,211
投資単独(一般財源化分を除く)	148,800	63.9	82,096	55.4	66,704
公営企業繰出金	32,052		26,352		5,700
不交付団体水準超経費	4,800		24,500		19,700
地方再生対策費	-		4,000		皆増
計	862,107	100.0	834,014	100.0	28,093
国関連経費（の計）	278,401	32.3	298,786	35.8	20,385
地方単独経費	583,706	67.7	535,228	64.2	48,478
補助率カットによる地方負担増分を除く	583,706	-	523,378	-	60,328

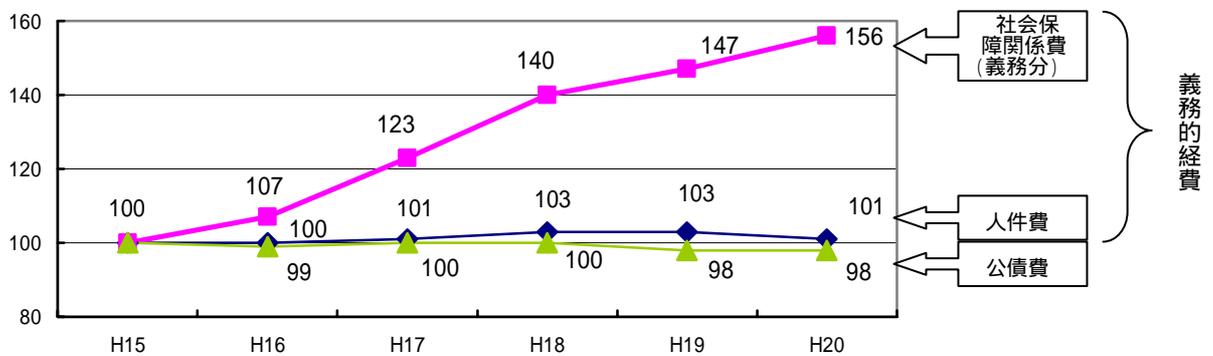
義務教育費国庫負担金、児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金

図表3 歳出に充当する一般財源の推移

社会保障関係費等の義務的経費の大幅な増加に伴い、地方が地域の住民サービスのために使える経費は大幅に減少。



(H15 = 100 とした場合の推移)



金額は都道府県と市町村推計の合計。

H18までは決算額、H19、H20は予算額を使用。ただし大阪府は19年度最終予算から推計。

(全国知事会調べ)

図表4 今までに財源不足でやむを得ずサービス水準を見直した事例

分野	見直し事例
教育	小・中学校、高等学校、幼稚園の耐震工事等の先送り
	私立学校への経常的経費助成制度の見直し
福祉医療	保育所の保育料引上げや施設の耐震改築の先送り
	病院の診療所化、診療所の統廃合、無床化
	障害者、乳幼児、老人などの医療費自己負担への助成制度の見直し
産業	商工会、商工会議所への助成制度の見直し
まちづくり	生活路線バス事業への補助の見直し
	道路、河川などの公共事業費の大幅削減

2 地方の財政需要の適切な積上げ

(1) 地方財政計画への地方の財政需要の適切な積上げ

「基本方針2006」に固執しない地方財政需要の適切な積上げ

「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執することなくこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げるべき。

特に、「基本方針2008」で重要課題として示された医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度などの社会保障や、積極的に取り組むとされている教育上の諸施策をはじめ地域振興など、今後増加が見込まれる財政需要を適切に積み上げるべき。

地方全体の財政需要の実質的な積上げ

平成20年度の地方財政対策では、4,000億円の地方再生対策費が創設されたが、これは主に地方税の偏在是正に伴う暫定的な措置によるものである。抜本的な格差是正と地方再生に向け、地方の実情を勘案した上で、地方全体の財政需要を実質的に積み上げるべき。

地方再生や定住自立圏構想などのための財政需要の別枠による積上げ

地方再生や定住自立圏構想など地域振興のための対策を強化するとともに、それに伴う新たな財政需要については、別枠により積み上げるべき。

図表5 単独事業費の推移（地方財政計画）

一般行政経費は、「基本方針2006」の制約のもとで、一体的乖離是正において投資単独事業削減額の半分しか増額されなかったばかりか、一体的乖離是正額を除けば、平成20年度は18年度と比べて2%減少。

(単位:億円)

	H18	H19	H20		
			対H18比(%)	対H18比(%)	
一般行政経費 (国庫補助を伴わないもの) A	134,785	139,510	3.5	138,410	2.7
一体的乖離是正額(累計)	13,500	19,500	-	19,500	-
一体的乖離是正除き	121,285	120,010	1.1	118,910	2.0
投資単独事業 B	100,911	85,884	14.9	83,307	17.4
一体的乖離是正額(累計)	27,000	39,000	-	39,000	-
計 (A + B)	235,696	225,394	4.4	221,717	5.9

一体的乖離是正…一般行政経費と投資単独経費について生じている、地方財政計画と決算との乖離を、H17～19の3カ年で一体的に是正

【「基本方針2006」（抜粋）】

地方財政

地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(2) 地方単独事業については、(中略)過去5年間の改革努力(5年間で5兆円超)を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。(以下略)

図表6 基準財政需要額の推移(交付団体ベース)

「基本方針2001」による構造改革が始まって以降の6年間で、基準財政需要額は、7.7兆円減少。地財歳出(一般財源ベース)に対する基準財政需要額の割合は、下落の一途をたどっている。

特にH18以降、「基本方針2006」の歳出・歳入一体改革の推進により大幅に減少。

(単位:兆円)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H19 - H13	H19/H13
基準財政需要額(臨財債振替前) (A)	43.0	42.8	42.2	39.0	38.3	35.8	35.3	7.7	17.9%
地財歳出(一般財源ベース) (B)	53.4	53.1	53.0	49.7	49.4	47.4	47.8	5.7	10.5%
需要/地財歳出 (A)/(B)	80.4%	80.6%	79.7%	78.4%	77.7%	75.6%	73.8%	6.6%	

基準財政需要額、地財歳出については、税源移譲に伴う一般財源増加額相当を控除

(H 0.1兆円、H 0.5兆円、H 1.6兆円、H ~2.5兆円)

地財歳出(一般財源ベース)は、歳出総額から、国庫支出金、地方債(臨財債、減税補てん債を除く)、使用料及び手数料等の特定財源、不交付団体に係る一般財源相当分を控除

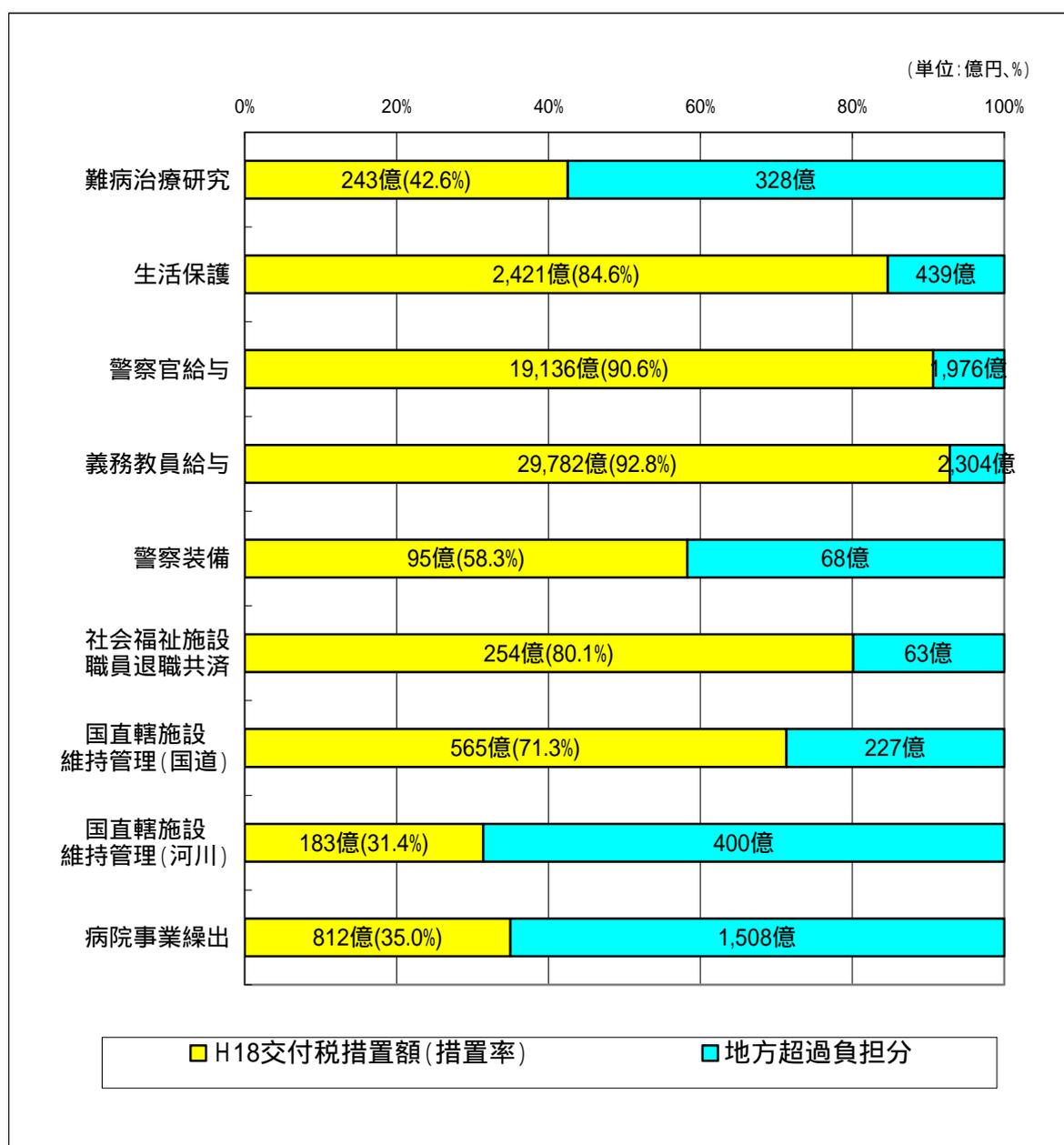
A/B欄は億円単位での計算結果を表示

(2) 義務的経費に係る基準財政需要額算入不足分の適切な反映

生活保護費など地方公共団体が義務的に負担している経費において、基準財政需要額と決算額の間には大きな乖離が存在。需要額へ適切に反映されるよう十分検証を行うとともに是正を行うべき。

図表7 道府県における義務的経費の交付税措置額と決算額の乖離（主なもの）

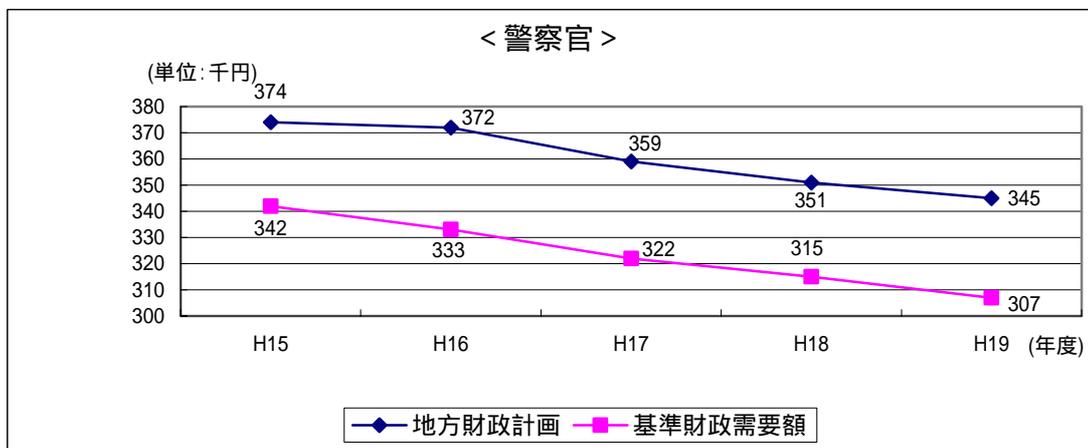
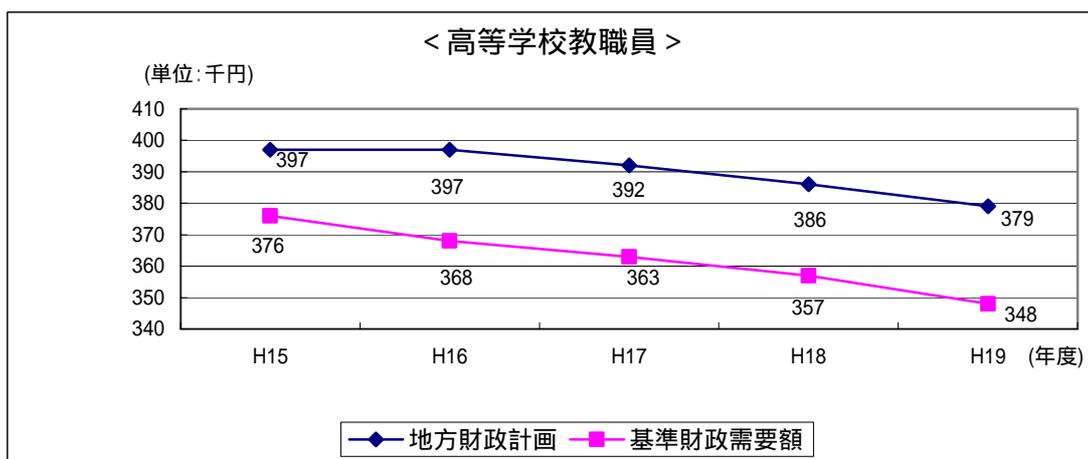
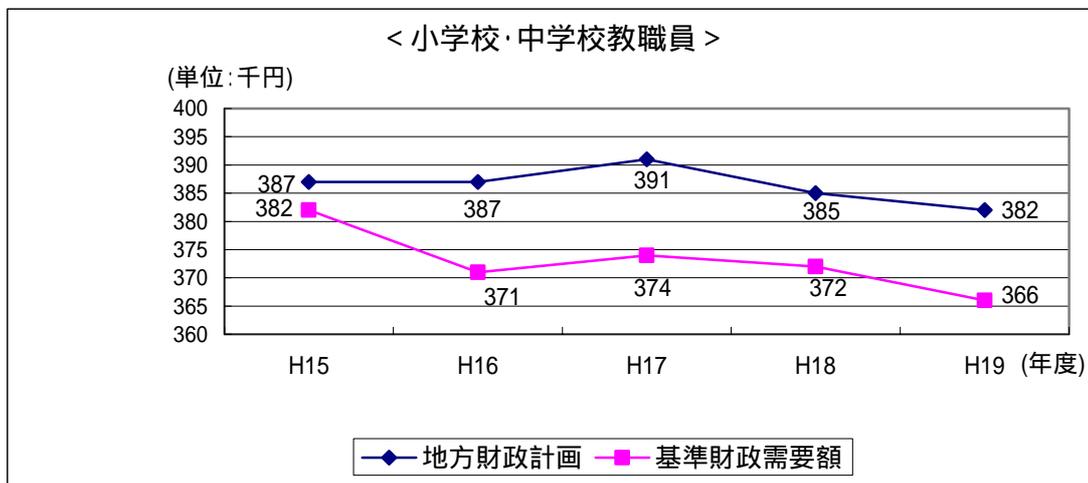
義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間には大きな乖離が存在。



決算額・・・H18都道府県決算額（全国知事会調べ）
 交付税措置額・・・H18基準財政需要額（全国知事会調べ）
 生活保護費・・・都道府県（H18決算額）+ 政令市（H17決算額）
 病院事業繰出金・・・特別交付税分を含む

図表8 給料月額比較表（地方財政計画と基準財政需要額の比較）

小、中、高等学校教職員、警察官の給料の基準財政需要額算出単価は、国家公務員準拠により積算することとされている地方財政計画の単価と比べて大きく乖離しており、結果として、基準財政需要額に教職員等の給料が適切に積み上げられていない。



(3) 国民生活の安心を下支えする事業の経費の基準財政需要額への反映

乳幼児や障害児等への医療費助成や私立高等学校生徒の授業料軽減措置などは、国民生活の安心を下支えする制度的基盤として多くの地方公共団体において広く実施。

このように国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みが、今後とも適切に継続されるよう、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すべき。

図表9 交付税措置のない地方単独事業の主なもの

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、未だ交付税措置されていないものが多い。

事業名	18年度決算額（億円）			実施都道府県数
	都道府県	市町村	合計	
乳幼児医療費補助金	689	827	1,561	47
ひとり親家庭医療費補助金	276	265	541	47
障害者医療費補助金	1,189	1,063	2,252	47
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	286	-	286	42
県単警察官職員給与費	353	-	353	39
合計	2,793	2,155	4,948	

市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計

(4) 地域の振興・発展のための経費の基準財政需要額への反映

産業構造の脆弱な地域、高齢化率の高い地域、離島、豪雪地帯など条件不利地域を抱える財政力の弱い地方公共団体、大都市特有の財政需要を抱える地方公共団体、合併市町村など様々な条件を抱える地方公共団体等の実情に応じた財政需要を適切に積み上げるべき。

また、地域振興のための対策（交流人口の拡大、観光振興など）について、地域間格差の是正の観点も踏まえ、的確に基準財政需要額に反映すべき。

(5) 制度創設等に伴う地方の負担増に対する適切な措置

近年、新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが行われる事例が見られるが、地方との十分な協議を経ずに、一方的に地方負担を押し付けてはならない。

地方の負担増を伴う制度創設・改正に際しては、地方の同意を得られるよう十分な事前協議を行うとともに、地方の負担増分について、地方の新たな財政需要として適切に地方財政計画に積み上げるべき。

図表10 制度創設・改正に伴う地方の負担増の事例

新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項目	事業名等	負担増の内容
1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	肝炎治療特別促進事業	都道府県負担 1/2
	病床転換助成事業交付金	都道府県負担 5/27
	石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担 1/4
2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担 1/4 3/4
	病児・病後児保育事業	地方負担 1/2 2/3
	地域子育て支援拠点事業	地方負担 1/2 2/3
	自立支援医療費	地方負担 1/4 1/2
	特定健康診査等負担金	地方負担 0 2/3
	心身障害者扶養共済制度	地方負担 0 1/2
	放課後子どもプラン推進事業	地方負担 0 2/3
	スクールカウンセラー活用事業	県負担 1/2 2/3
3 国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	生活保護費等負担金	都道府県超過負担
	地域生活支援事業	都道府県超過負担

詳細別添「参考資料」参照。

(6) 地方財政対策の確定等における地方意見の確実な反映

平成21年度においては、消費税を含む税体系の抜本的改革や道路特定財源の一般財源化など、地方の財政運営に大きな影響を及ぼす制度改正と整合を図りつつ、地方交付税総額を復元・充実することにより、地方の実情を的確に反映した財源対策が講じられる必要がある。

このため、地方税財政にかかる諸制度の改革はもとより、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたっては、検討段階から地方と十分に協議を行い、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場を設けるべき。

3 地方財政を犠牲にしたプライマリーバランス改善の見直し

地方は給与削減にまで踏み込み、平成13年度以降7.8兆円もの徹底した一般歳出の削減を実行してきたが、一方でその間の国の一般歳出は、1.4兆円の削減にとどまり、この数年間は逆に増加している。

また、国は、税収増加分しか国債の発行を抑制してこなかったが、地方は一般財源が3.0兆円減少するなかで、さらに地方債を2.3兆円削減してきた。

国は、このような財政運営を行っているにも関わらず、地方財政にのみプライマリーバランス改善のための削減を押しつけてはならない。国としての改善努力を求める。

図表11 国・地方の歳入歳出の状況

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位:兆円、%)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20-H13		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	89.3	87.6	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	5.9	6.6%	
歳入	地方債	11.9	12.6	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	2.3	19.3%
	地方債を除く歳入	77.4	75.0	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	3.6	4.7%
	うち地方税+地方交付税	55.9	53.8	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	3.0	5.4%
歳出	公債費	12.8	13.4	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	+0.6	+4.7%
	公債費を除く歳出	76.5	74.2	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	6.5	8.5%
	うち地方一般歳出	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	7.8	10.6%

地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

【国の状況（当初予算ベース）】

(単位:兆円、%)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20-H13		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	82.7	81.2	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	+0.4	+0.5%	
歳入	国債（公債金）	28.3	30.0	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	3.0	10.6%
	国債を除く歳入	54.4	51.2	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	+3.4	+6.2%
	うち国税	50.7	46.8	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	+2.9	+5.7%
歳出	国債費	17.2	16.7	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	+3.0	+17.4%
	国債費を除く歳出	65.5	64.5	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	2.6	4.0%
	うち国一般歳出	48.7	47.5	47.6	48.0	47.7	46.4	47.0	47.3	1.4	2.9%

国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

図表12 給与削減等の実施状況

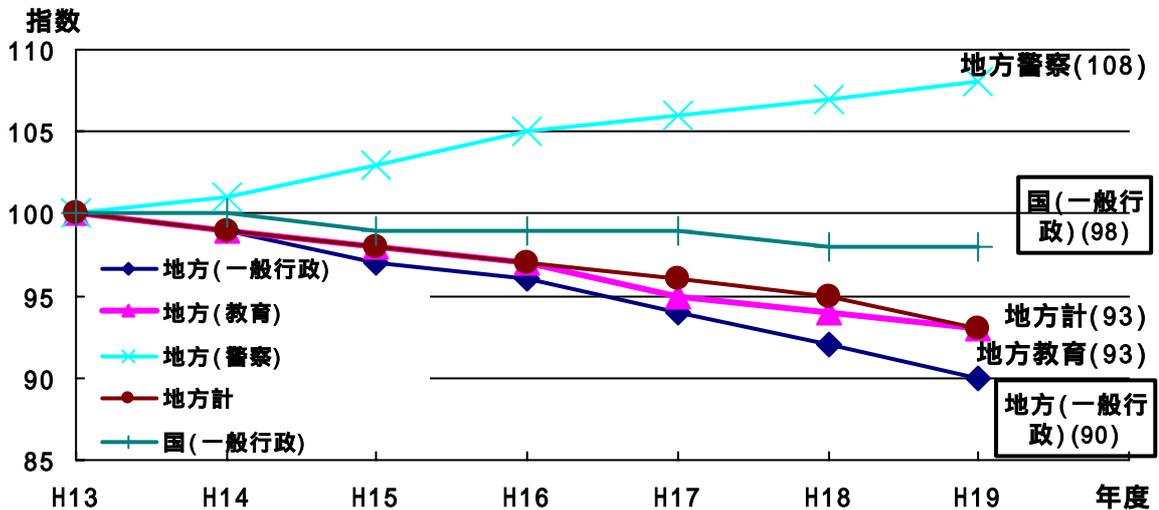
種 類	団体数	カット率	実施(予定)期間	削減(見込)
給料	38	10%～0.5%	H11～23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%～1.5%	H10～23	
期末・勤勉手当	15	50%～2.0%	H10～23	

団体数は、上記実施(予定)期間において実施した団体を計上。

(全国知事会調べ)

(参考) 国と地方の公務員数の推移

地方では警察職員が増加しているにもかかわらず、全体として、国を上回る規模で一般行政職員を抑制。



(国・地方一般行政職員の比較)

	H13	H19	H19 - H13
国	530,120人	522,161人	7,959人
地方	1,113,587人	1,003,432人	110,155人

国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」

地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

国(一般行政) 地方計は独立行政法人化による減員を除いて指数化

(全国知事会調べ)

(参考) ラスパイレス指数の推移

近年の地方公共団体職員の給与水準は、国の職員の給与水準を下回っている。

	平成13年	平成19年
全地方公共団体平均	100.5	98.5

(「地方公務員給与実態調査」より)

4 道路特定財源の一般財源化等に伴う地方への確実な措置

「地方枠」としての道路整備財源の充実確保

道路特定財源の一般財源化に際しては、極めて厳しい地方財政の状況、地方の道路整備の必要性、道路事業の約60%を一般財源及び地方債で財源措置している地方の状況等を踏まえ、現在、地方税、国庫補助金、地方道路整備臨時交付金、地方道路譲与税等により地方に充てられている財源の総額を確保し、さらにこれまで以上の額を「地方枠」として充実すべき。

また、「地方枠」の充実確保に当たっては、地方公共団体間の道路整備状況、団体毎の実際の道路整備需要と財源配分のギャップをできる限り小さくするよう配慮した制度設計が必要であると同時に、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の充実を図るべき。

暫定税率失効に伴う地方の減収分に対する国の補てん

暫定税率の失効に伴う地方の減収分のうち、地方税及び地方道路譲与税に係る分(約660億円)については、地方債での対応でなく、地方特例交付金により措置すること。

また、揮発油税の減収に係る地方道路整備臨時交付金の減(約300億円)については、国庫補助金等の影響額(推定約300億円)と合わせて、当初予算額の全額を措置すること。

図表13 道路特定財源税収の内訳(平成20年度地方財政計画・予算ベース)

(単位: 億円)

区 分	地方財源 (地方枠)	左のうち暫定 税率分
地方税	13,938	6,590
軽油引取税	(9,914)	(5,281)
自動車取得税	(4,024)	(1,309)
譲与税	6,739	2,474
地方道路譲与税	(2,998)	(461)
石油ガス譲与税	(140)	0
自動車重量譲与税	(3,601)	(2,013)
小計	20,677	9,034
地方道路整備臨時交付金	6,825	3,460
まちづくり交付金	1,452	726
補助金	5,581	2,790
地方計	34,535	15,962
国・地方合計	54,043	

暫定税率失効による地方税・譲与税の減収分(1ヶ月)

(1ヶ月分)	493億円
(1ヶ月分)	117億円
(1ヶ月分)	46億円
+ +	= 656
	660億円

暫定税率失効による地方道路整備臨時交付金の減収分(1ヶ月)
× 1/12 = 288 300億円

は約1/2が暫定税率分と推定

暫定税率失効によるまちづくり交付金・補助金への影響額(1ヶ月)
(+) × 1/12 = 293 300億円

総務省発表値。

5 事務・権限の移譲に伴う新たな財政負担への適切な措置

都道府県への直轄国道の移管や河川の管理権限など、第二期地方分権改革に伴う事務・権限の移譲の際に生じる新たな地方財政負担等については、新たな財政需要として確実に措置すること。

地方交付税制度の抜本的改善に向けて

1 税と地方交付税による財政力の地域間格差是正

地方法人特別税・特別譲与税の創設はあくまで暫定的な措置であり、また、それに伴い創設された地方再生対策費を加味しても、地方税と地方交付税の合計額の格差は依然として大きい。

財政力の地域間格差是正のため、消費税を含む税体系の抜本的改革を早期に実現するとともに、本来、財源調整機能を有する地方交付税の充実を図るべき。

図表14 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15 H18)

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成15年度では平均1.03ポイントであったものが、平成18年度には、1.21ポイントに拡大。平成20年に創設された地方再生対策費(4,000億円)を加味しても格差は大きく変わらず、地方交付税が有する財源調整機能は大きく低下。

	H15		H18		
	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税 + 交付税等 + 地方再生対策費
都道府県間 歳入格差 (平均)	1.73	1.03	1.82	1.21	1.21

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県間格差の全国平均を試算。

(参考) 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15 H18) (全都道府県)

	H15		H18			H18 - H15		
	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税	地方税 + 交付税 + 地方再生対策費	地方税	地方税 + 交付税	[H18(地方税 + 交付税 + 地方再生対策費)] [H15(地方税 + 交付税)]
								F(C-A)
A	B	C	D	E	F(C-A)	G(D-B)	H(E - B)	
北海道	2.10	0.83	2.34	1.02	1.01	+0.24	+0.19	+0.18
青森県	2.42	0.84	2.54	1.00	0.99	+0.12	+0.16	+0.15
岩手県	2.44	0.81	2.69	0.98	0.97	+0.25	+0.17	+0.16
宮城県	1.91	1.02	2.14	1.25	1.24	+0.23	+0.23	+0.22
秋田県	2.55	0.77	2.80	0.95	0.93	+0.25	+0.18	+0.16
山形県	2.34	0.84	2.58	1.04	1.02	+0.24	+0.20	+0.18
福島県	2.06	0.94	2.22	1.15	1.13	+0.16	+0.21	+0.19
茨城県	1.88	1.12	1.96	1.35	1.34	+0.08	+0.23	+0.22
栃木県	1.74	1.07	1.80	1.28	1.27	+0.06	+0.21	+0.20
群馬県	1.90	1.07	1.97	1.29	1.27	+0.07	+0.22	+0.20
埼玉県	1.96	1.39	2.08	1.67	1.66	+0.12	+0.28	+0.27
千葉県	1.85	1.34	1.99	1.62	1.61	+0.14	+0.28	+0.27
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00	+0.00
神奈川県	1.57	1.30	1.71	1.58	1.57	+0.14	+0.28	+0.27
新潟県	2.02	0.91	2.15	1.07	1.06	+0.13	+0.16	+0.15
富山県	1.84	0.86	1.96	1.08	1.07	+0.12	+0.22	+0.21
石川県	1.81	0.86	1.93	1.03	1.02	+0.12	+0.17	+0.16
福井県	1.67	0.77	1.83	0.96	0.95	+0.16	+0.19	+0.18
山梨県	1.91	0.80	2.01	1.00	0.99	+0.10	+0.20	+0.19
長野県	1.95	0.90	2.13	1.09	1.07	+0.18	+0.19	+0.17
岐阜県	1.94	1.01	2.09	1.23	1.22	+0.15	+0.22	+0.21
静岡県	1.61	1.15	1.73	1.38	1.37	+0.12	+0.23	+0.22
愛知県	1.38	1.17	1.44	1.36	1.35	+0.06	+0.19	+0.18
三重県	1.82	1.01	1.90	1.23	1.22	+0.08	+0.22	+0.21
滋賀県	1.82	0.97	1.94	1.23	1.22	+0.12	+0.26	+0.25
京都府	1.89	1.06	1.94	1.28	1.27	+0.05	+0.22	+0.21
大阪府	1.58	1.18	1.67	1.37	1.37	+0.09	+0.19	+0.19
兵庫県	1.84	1.08	1.93	1.30	1.29	+0.09	+0.22	+0.21
奈良県	2.27	1.02	2.49	1.27	1.26	+0.22	+0.25	+0.24
和歌山県	2.26	0.85	2.39	1.02	1.00	+0.13	+0.17	+0.15
鳥取県	2.29	0.71	2.57	0.88	0.86	+0.28	+0.17	+0.15
島根県	2.33	0.64	2.62	0.77	0.76	+0.29	+0.13	+0.12
岡山県	1.96	0.95	2.03	1.19	1.18	+0.07	+0.24	+0.23
広島県	1.83	1.02	1.90	1.23	1.22	+0.07	+0.21	+0.20
山口県	2.04	0.93	2.06	1.11	1.10	+0.02	+0.18	+0.17
徳島県	1.98	0.78	2.24	0.95	0.93	+0.26	+0.17	+0.15
香川県	1.98	0.94	2.08	1.14	1.13	+0.10	+0.20	+0.19
愛媛県	2.30	0.94	2.40	1.13	1.12	+0.10	+0.19	+0.18
高知県	2.50	0.71	2.76	0.86	0.85	+0.26	+0.15	+0.14
福岡県	1.99	1.13	2.11	1.34	1.34	+0.12	+0.21	+0.21
佐賀県	2.32	0.84	2.52	1.03	1.02	+0.20	+0.19	+0.18
長崎県	2.66	0.88	2.90	1.05	1.04	+0.24	+0.17	+0.16
熊本県	2.49	0.94	2.65	1.15	1.14	+0.16	+0.21	+0.20
大分県	2.26	0.86	2.34	1.04	1.03	+0.08	+0.18	+0.17
宮崎県	2.61	0.86	2.79	1.05	1.04	+0.18	+0.19	+0.18
鹿児島県	2.60	0.85	2.78	1.02	1.01	+0.18	+0.17	+0.16
沖縄県	2.90	1.01	3.11	1.21	1.21	+0.21	+0.20	+0.20
計	1.73	1.03	1.82	1.21	1.21	+0.09	+0.18	+0.18
(東京都除き)	1.88	1.03	1.99	1.24	1.23	+0.11	+0.21	+0.20

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政力格差を試算。

決算ベースで試算。

上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収 + 地方交付税の「東京都 / 各都道府県」の数値である。

(数値が大きいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例: 2.10であれば東京都の1人あたり税収等が当該道府県の2.10倍であることを示す)

税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む。

E欄の地方再生対策費は、H20年度地方財政対策により創設された費目であるが、当該対策による格差是正機能の有効性を検証するため、H18年度の地方交付税に含めて試算。

2 地方の財政自主権を担保するための税源配分の実現

税源配分 5 : 5 を実現すべき

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分について、まずは 5 : 5 を目指した地方税源の充実強化が必要。

国庫補助負担金の廃止・縮小等による税源移譲の実現

財政制度等審議会の「平成21年度予算編成の基本的考え方について」では、国と地方の税源配分 5 : 5 の実現に向けた一つの試算として、地方税である地方消費税と譲与税である地方法人特別譲与税等を同一視した上で「客観的基準で各団体に配分される地方税」として「大幅に拡充する」との考えが示された。

しかし、地方法人特別税・同譲与税はあくまで暫定措置であり、これを拡充することは、地方消費税の充実などにより偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を基本とする抜本的改革の方向と相容れない。

税源配分 5 : 5 の実現は、基本的に国庫補助負担金の廃止・縮小とそれに伴う偏在性の少ない地方消費税等への税源移譲によってなされるべき。

地方交付税の充実による格差是正

消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消されないことから、法定率の引上げを含め、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の充実を図るべき。

3 地方の意見を的確に反映する税財政制度の確立

(1) 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めるべき。

なお、平成19年度には総務省が「基本方針2006」の歳出削減方針等に基づくトレンドを前提に試算を行なったところであるが、平成20年度地方財政計画を基準として、地方の財政需要を反映した新しい試算を示すべき。

図表15 地方交付税の予見可能性について

総務省が平成19年度に行なった試算は、平成20年度の時点で既に乖離（総務省試算：需要額 1.4% 平成20年度地方財政計画：需要額±0%）。

H19総務省試算(H18 - 19トレンド延伸ケース)

(単位:兆円、%)

		H18	H19	伸び率	H20	伸び率	H21	伸び率
一般歳出	給与関係経費	22.6	22.5	0.3	22.1	1.7	21.8	1.7
	一般行政経費	25.2	26.2	4.0	26.6	1.6	27.0	1.6
	投資的経費	16.9	15.2	9.8	14.8	3.0	14.3	3.0
	その他	1.8	1.8	1.0	1.8	0.0	1.8	0.0
	合計	66.5	65.7	1.1	65.3	0.6	64.9	0.6
特定財源	国庫支出金	10.2	10.2	0.3	10.2	0.2	10.2	0.3
	地方債	7.5	7.0	5.8	6.8	2.7	6.6	2.7
	その他	6.8	6.7	0.7	6.7	0.0	6.7	0.0
	合計	24.4	23.9	2.1	23.8	0.7	23.6	0.7
歳出 - 特定財源		42.0	41.8	0.6	41.6	0.6	41.3	0.6
留保財源充当見込額		4.2	4.4	6.2	4.7	6.3	5.1	6.9
需要額(-)		37.9	37.4	1.3	36.8	1.4	36.3	1.5

H20地方財政計画への置き換え後

(単位:兆円、%)

		H18	H19	伸び率	H20	伸び率
一般歳出	給与関係経費	22.6	22.5	0.3	22.2	1.4
	一般行政経費	25.2	26.2	4.0	26.5	1.4
	投資的経費	16.9	15.2	9.8	14.8	2.7
	その他	1.8	1.8	1.0	1.8	0.9
	合計	66.5	65.7	1.1	65.4	0.6
特定財源	国庫支出金	10.2	10.2	0.3	10.1	0.9
	地方債	7.5	7.0	5.8	6.8	3.6
	その他	6.8	6.7	0.7	6.7	0.6
	合計	24.4	23.9	2.1	23.5	1.6
歳出 - 特定財源		42.0	41.8	0.6	41.8	0.0
留保財源充当見込額		4.2	4.4	6.2	4.4	0.2
需要額(-)		37.9	37.4	1.3	37.4	0.0

- 1 H20の留保財源充当見込額は、19年度総務省見込額(4.4兆円)に地財計画上の地方税の伸びを乗じて算出。
- 2 伸び率の算出に当たっては、億円単位での計算を行っており、表上の数値での計算とは必ずしも一致しない。

(2) 制度立案等の検討初期段階での地方の参画

地方自治法に基づき実施される国の義務付け・関与に関する事前情報提供制度については、地方が十分に検討・協議し、必要な意見を内閣に対して申し出ることができるよう、制度立案の検討初期の段階で、十分な期間を確保して情報を提供するとともに、地方財政計画の決定にあたっては地方の参画を図るべき。

(3) 地方共有税の早期具体化

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されることなく確保されるよう、「地方共有税」として国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れるべき。

(4) (仮)地方行財政会議の法律に基づく設置

国・地方の定期意見交換会が平成19年度から開催されているが、内容、回数ともに不十分。

政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるように(仮)地方行財政会議を法律に基づき設置すべき。

【国・地方の定期意見交換会 開催実績】

- ・ 第1回 (H19.11.7)
地方側より地方分権改革の推進、地方交付税の復元・充実について要請
- ・ 第2回 (H20.1.21)
地方側より揮発油税の暫定税率維持について要請
- ・ 第3回 (H20.5.21)
地方側より道路特定財源改革等について要請

国による都道府県への一方的な負担転嫁等の事例

1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
肝炎治療特別促進事業 (厚生労働省)	B型C型慢性肝炎のインターフェロン治療にかかる治療費に対する公費助成	<ul style="list-style-type: none"> 薬害被害者の救済を図ることをきっかけに創設された肝炎総合対策事業については、これまでの経緯を踏まえ、全額国の負担とするよう、全国知事会からも申入れを行ったにもかかわらず、都道府県の負担が1/2に。 【平成20年度新規】 【要綱によるもの(肝炎治療特別促進事業実施要項)】
病床転換助成事業交付金 (厚生労働省)	医療保険適用の療養病床等を老人保健施設等に転換する費用を助成	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業として、負担割合が国10/27、医療保険者12/27、都道府県5/27の事業が創設され、都道府県の負担が新たに発生。 【平成20年度新規】 【政令によるもの(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令)】
石綿健康被害拠出金事業 (環境省)	アスベストによる健康被害者を救済するために創設された石綿健康被害救済基金への拠出	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害の救済は、原因者である事業者負担が基本であり、また、今回の事態が国の対応の遅れにより生じたものであることから、被害者救済のための公費負担については、国の責任で対応すべき。 今回の拠出は、被害者救済を優先する観点から、都道府県も一定の負担をすることはやむを得ないとの判断から、事務費を除く国交付額の1/4の額を負担することとしたもの。 【平成19年度新規】 【法制定に伴う環境省の要請によるもの】

2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (厚生労働省)	低所得者等に対する後期高齢者医療保険料軽減に対する県費負担	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度の保険料も、国保と同じ負担率とされた。 参考：国保の状況 国の負担分(1/2)が都道府県の負担とされ、負担が増加。(都道府県負担割合：1/4 3/4) 【平成20年度新規】 【法律によるもの(高齢者の医療の確保に関する法律)】

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容										
病児・病後児保育事業 (厚生労働省)	保育所等で病児・病後児を保育できるよう看護師等を加配する経費等を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・病児対応型・病後児対応型保育事業が、国からの一方的な通知により、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金:国・市町村各1/2)から補助金化(国・県・市町村各1/3)され、1/3の都道府県負担が新たに発生。 【平成20年度新規】 【通知によるもの(H19.12.21付)】 <table border="1" data-bbox="979 533 1490 577"> <tr> <td>ソフト交付金</td> <td>国(1/2)</td> <td>市町村(1/2)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="979 622 1490 667"> <tr> <td>補助金化</td> <td>国(1/3)</td> <td>都道府県(1/3)</td> <td>市町村(1/3)</td> </tr> </table>	ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)	補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)			
ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)										
補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)									
地域子育て支援拠点事業(ひろば型) (厚生労働省)	常設のひろばを開設し、子育て親子の交流の場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業(ひろば型)を開設する市町村への補助金交付	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の特性や創意工夫を図りながら実施されていた「つどいの広場事業」が、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金:国・市町村各1/2)から補助金化(国・都道府県・市町村各1/3)され、1/3の都道府県負担が新たに発生。 【平成19年度~】 【要綱によるもの(児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱)】 <table border="1" data-bbox="979 1003 1490 1048"> <tr> <td>ソフト交付金</td> <td>国(1/2)</td> <td>市町村(1/2)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="979 1093 1490 1137"> <tr> <td>補助金化</td> <td>国(1/3)</td> <td>都道府県(1/3)</td> <td>市町村(1/3)</td> </tr> </table>	ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)	補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)			
ソフト交付金	国(1/2)	市町村(1/2)										
補助金化	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)									
自立支援医療費 (更生医療給付費) (厚生労働省)	身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者更生相談所で医療が必要と認められた者に対する障害の除去・軽減に係る医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、生活保護の医療扶助(市分,国:市=3:1 町村分,国:都道府県=3:1)による対応が認められていた生活保護世帯に対する人工透析医療について、全国知事会より見直し撤回の申し入れを行ったにも関わらず、障害者自立支援医療(更生医療)(国:都道府県:市町村=2:1:1)により対応。 【平成19年度~】 【事務連絡によるもの(H18.12.26付)】 <table border="1" data-bbox="979 1473 1490 1518"> <tr> <td>生活保護(市部医療扶助)</td> <td>国(3/4)</td> <td>市(1/4)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="979 1563 1490 1608"> <tr> <td>生活保護(都部医療扶助)</td> <td>国(3/4)</td> <td>都道府県(1/4)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="979 1653 1490 1697"> <tr> <td>更生医療</td> <td>国(1/2)</td> <td>都道府県(1/4)</td> <td>市町村(1/4)</td> </tr> </table>	生活保護(市部医療扶助)	国(3/4)	市(1/4)	生活保護(都部医療扶助)	国(3/4)	都道府県(1/4)	更生医療	国(1/2)	都道府県(1/4)	市町村(1/4)
生活保護(市部医療扶助)	国(3/4)	市(1/4)										
生活保護(都部医療扶助)	国(3/4)	都道府県(1/4)										
更生医療	国(1/2)	都道府県(1/4)	市町村(1/4)									
特定健康診査等負担金 (厚生労働省)	市町村が国民健康保険事業者として、40歳以上の被保険者を対象に実施する特定健診等に対する負担	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診及び特定保健指導は、保険者が自己負担で実施するルールでありながら、市町村国民健康保険事業者についてのみ公的負担制度を設け、都道府県にも負担を転嫁。 国:都道府県:市町村=1:1:1 【平成20年度新規】 【法律によるもの(国民健康保険法)】 										

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容				
心身障害者扶養共済制度 (厚生労働省)	障害者の保護者が掛金を納入し、保護者の死亡等の場合に障害者に終身年金を支給する任意加入の相互扶助制度(全国一律)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の死亡率の改善、運用利回りの低下等により、積立不足が生じ、国は、国と地方自治体 1 / 2 ずつの負担による公費投入を決定。(期間：平成7年度～27年度) ・ さらに公費投入期間の延長も決定。(平成28年度～62年度) 【約款付則によるもの(心身障害者扶養保険約款附則(H15.10.1改正))】 				
放課後子どもプラン推進事業 (文部科学省)	放課後や週末等に小学校施設や地域の社会教育施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点となる「放課後子ども教室」を開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ~ の3ヶ年限定で国庫 10 / 10 による委託事業「子どもの居場所づくり推進事業」を実施していたが、期間終了にあたり、19年度から、国庫 1 / 3 補助、1 / 3 都道府県負担という仕組みにより事実上存続することとなった。 【平成19年度～】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;">国(10/10)</td></tr></table></p> <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 30px; height: 15px;">国(1/3)</td><td style="width: 30px; height: 15px;">都道府県(1/3)</td><td style="width: 30px; height: 15px;">市町村(1/3)</td></tr></table></p>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)				
スクールカウンセラー活用事業 (文部科学省)	都道府県内の全公立中学校及び拠点小学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度までは、補助率が国 1 / 2、都道府県 1 / 2 であったものが、事前の説明なく国 1 / 3、都道府県 2 / 3 負担となった。 【平成20年度】 【要綱によるもの(補助率引き下げ)】 <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;">国(1/2)</td><td style="width: 100px; height: 15px;">都道府県(1/2)</td></tr></table></p> <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;">国(1/3)</td><td style="width: 100px; height: 15px;">都道府県(2/3)</td></tr></table></p>	国(1/2)	都道府県(1/2)	国(1/3)	都道府県(2/3)
国(1/2)	都道府県(1/2)					
国(1/3)	都道府県(2/3)					
	都道府県内の公立小学校に「子どもと親の相談員」、「生活指導推進協力員」を配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度に創設以降、19年度までは、委託事業で国 10 / 10 であったものが、事前の説明なく国庫補助となり、国 1 / 3、都道府県 2 / 3 となった。 【平成20年度】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;">国(10/10)</td></tr></table></p> <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 30px; height: 15px;">国(1/3)</td><td style="width: 30px; height: 15px;">都道府県(2/3)</td></tr></table></p>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)	
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					
	24時間体制で電話によるいじめ相談を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度の事業創設時には、国庫補助 10 / 10 の委託事業であったが、平成19年度より国庫補助 1 / 3 事業となった。 【平成19年度】 【要綱変更によるもの(補助率引き下げ)】 <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 100px; height: 15px;">国(10/10)</td></tr></table></p> <p style="text-align: center;">~ <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"><tr><td style="width: 30px; height: 15px;">国(1/3)</td><td style="width: 30px; height: 15px;">都道府県(2/3)</td></tr></table></p>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)	
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					

3 国が制度どおりの負担を行っていないもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
特定疾患治療研究事業 (厚生労働省)	国が指定するパーフェクト病等45疾患について、治療費の一部を公費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・国が制定した「特定疾患治療研究費補助金交付要綱」では、都道府県が行った治療費助成に要する経費の1/2を国が都道府県に補助することになっているが、交付実績は3割程度で、都道府県の超過負担が発生。 ・これまで、全国衛生部長会等からも超過負担の解消について要望しているところであるが、未だ超過負担は解消されず。 ・また、交付税措置されることとなっても、決算額に見合った交付税措置がなされておらず、乖離が発生。 <p>【国が負担する根拠：要綱（特定疾患治療研究事業）】</p>
小児慢性特定疾患治療研究事業 (厚生労働省)	国が指定する小児慢性特定疾患について、治療費の一部を公費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の規定においては、都道府県が行った治療費助成に対する経費の1/2以内を補助できるとされており、これまで、必要経費に対して1/2の補助金交付がなされていたが、平成19年度の交付実績は1/2に達しておらず、都道府県の超過負担が発生。 <p>国において、補助額を確実に予算措置されるよう、全国衛生部長会から国に要望中。</p> <p>【国が負担する根拠：法律（児童福祉法）】</p>
生活保護費等負担金 (厚生労働省)	生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・1/4の地方負担額に関して、これまで地方交付税措置について一定の改善措置が講じられているものの、個々の自治体によってはなお超過負担が発生。 <p>【国が負担する根拠：法律（生活保護法）】</p>
地域生活支援事業 (厚生労働省)	障害者の地域生活を支えるために、障害福祉に関わる人材の資質向上の為の研修事業や専門性の高い相談支援事業等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法に基づき、都道府県及び市町村が実施する地域生活支援事業に要する経費の1/2を国が補助することになっているが、法の施行に合わせて人口や事業実施状況等を勘案して交付する統合補助金となったことに伴い、交付実績が1/2相当額の8割から9割程度となっており、都道府県及び市町村において超過負担が発生。 <p>【国が負担する根拠：法律（障害者自立支援法）】</p>